

令和5年 第4回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年5月26日（金）14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員（5人）

会長	9番	逢坂	裕明
委員	2番	三原	一英
	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	7番	熊谷	源
- 4 欠席委員（2人）

委員	1番	古町	綾
	6番	佐々木	優
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第6号 現況証明願について
 - 第3 議案第7号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価（案）について
 - 第4 議案第8号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価（案）について
 - 第5 議案第9号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の除外について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
主査	松井	隆行
主査	高橋	洸太

7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和5年第4回総会を開会いたします。

本日は、1番古町委員、6番佐々木委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、7名中5名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議事録署名委員は、2番三原委員、7番熊谷委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 議案第6号「現況証明願について」を議題とします。事務局より説明願います。

事務局長

議案第6号「現況証明願について」ご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第6号は、市街化調整区域の土地に係る現況証明の願出であります。

証明を行う土地は1筆で、所在は登別市■■町■■丁目、地番は■■番■■で、地目は公簿は畑、現況は農地・採草放牧地以外、面積は■■■■m²となっており、願出理由は所有権移転のためであります。

なお、位置図等の資料につきましては、議案書の2ページから4ページまでに記載のとおりであります。

議長

本件につきましては、現況確認のため調査委員会を設置し、現

地調査を実施しておりますので、委員長から報告を受けたいと思います。山下委員長、お願いします。

山下委員長

議案第6号に係る現地調査の結果について報告いたします。

4月26日午前11時から、近井委員、佐々木委員、私 山下の3名と事務局職員2名で現地調査を実施しました。

調査の結果についてであります。議案第6号については、願出のとおりであることを確認しましたので報告いたします。

議 長

ただいま、議案第6号について、事務局の説明及び調査委員長から報告がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。

議案第6号について、願出のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号は、そのように決定します。

次に、日程番号第3 議案第7号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検評価(案)について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 長

議案第7号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検評価(案)について」ご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

推進委員等の最適化活動につきましては、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知の規定により、総会において点検評価することになりますので、審議の上、意見を求めるものであります。

資料は、議案書の6ページから14ページまでありますが、この資料の項目1(1)最適化活動の実施状況は、農業委員お一人ずつの毎月活動した内容を記録した活動記録簿から活動日数、最適化活動の実績等を集計して、記入したものです。

次に、(2) 成果目標の達成状況及び自己点検評価した結果ですが、こちらは各担当区域の農地集積の達成状況や自ら点検評価した結果が記入されております。

項目2「農業委員会による点検評価」ですが、こちらが今回の総会で審議等を行うものとなりますが、その1つ目にあります「全体としての評語」についてですが、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知により達成状況を点数化した結果、全ての委員が共通して、記載の「目標をやや下回る結果」というものになりましたので、この内容にさせていただきたいと思っております。

また、同じ項目にあります2つ目の「総会から出された意見」という欄がありますが、こちらについては、今、この場で皆様からご意見をいただきたいと思います。説明は以上になります。

議 長

ただいま、議案第7号について、事務局から説明がありましたので、質疑と項目2「農業委員会による点検評価」の2つ目の意見を受けたいと思っております。

なにか、ございませんか。

私から意見を申し上げますが、全ての委員共通して、「有休農地の発生防止に向け現地調査や土地所有者の意向の把握など1年を通して活動がされた」と評価したいと思っております。

他に、何かありませんか。

(「なし」の声あり。)

意見がないようですので、「全体としての評語」については記載のとおりとし、全ての委員共通して、「遊休農地の発生防止に向け現地調査や土地所有者の意向の把握など1年を通して活動がされた」とすることといたします。

次に、日程番号第4 議案第8号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価(案)について」を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局 長

議案第8号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検評価(案)について」ご説明いたします。

議案書の15ページをご覧ください。

最適化活動の目標及び目標に対する点検評価につきましては、令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知の規定により、総

会において点検評価することになりますので、審議を求めるものであります

資料は、議案書の16ページとなります。

この資料には、令和4年3月22日の第3回総会において決定された最適化活動の目標に対する実績と達成状況、及び点検評価の結果が記載されております。

項目1「最適化活動の成果目標」の(1)「農地の集積」については、目標の78.3パーセントに対して実績が78.0パーセントとなっております。

次に、項目2「最適化活動の活動目標」の(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数」については、月当たり活動日数の目標の3日に対して実績が3日、(2)「活動強化月間」については、実施回数の目標の3回に対して実績が3回となっております。(3)「新規参入相談会への参加」については、目標の1回に対して0回となっております。

最後に、項目3「点検・評価結果」、こちらが審議を行う部分になりますが、「農業委員会の点検評価結果(評語)」には、すでに記載をしているところですが、こちらは令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知によりまして、今回の達成状況を点数化しましたが、合計が6点ということになりまして、それに対応する評語というのが、この記載にあります「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということになります。

また、この右の方に記載してあります「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が9名おりますが、これは先程、議案第7号の審議した各委員の評語を集計したものとなっております。

説明は以上になります。

議長 　　ただいま、議案第8号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

　　なにか、ございませんか。

三原委員 　　議案第7号も第8号も、これから毎年実施されるものでしょうか。

事務局 　　毎年度4月から3月まで、農地の見回り等の日常的な活動を記録して、その内容を細分化して集計し、整理した結果を委員の皆様で評価することになります。今のところ、今年度も含めて毎年度実施することになると思われま。

議長 他に、なにかございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、質疑がないようですので、採決します。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第8号は、そのように決定します。

次に、日程番号第5 議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の除外について」を議題とします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、私は退席させていただきます。

従いまして、議案第9号の審議については山下副会長にお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

(逢坂委員退席)

山下副会長 それでは会議を再開します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第9号「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の除外について」ご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

議案第9号は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の除外について、登別市長より意見を求められておりますので、審議の上、意見を求めるものであります。

今回、願出があった土地は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域に指定されております。

願出者 [] につきましては、農家住宅の建築のため、登別市 [] 町の当該土地を農用地区域から除外するものであります。

次に、願出者 [] につきましては、今後、農業として使用する見込みが無いため、登別市 [] 町の当該土地を農用地区域から除外するものであります。

また、願出者 [REDACTED] につきましても、今後、農業として使用する見込みが無いため、登別市 [REDACTED] 町の当該土地を農用地区域から除外するものであります。

なお、位置図等の資料につきましては、議案書の18ページから27ページまでに記載のとおりであります。

説明は以上になります。

山下副会長

ただいま、議案第9号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第9号は、そのように決定します。
ここで、暫時休憩します。

(逢坂委員着席)

議 長

それでは会議を再開します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。これをもちまして、令和5年第4回農業委員会総会を閉会します。